

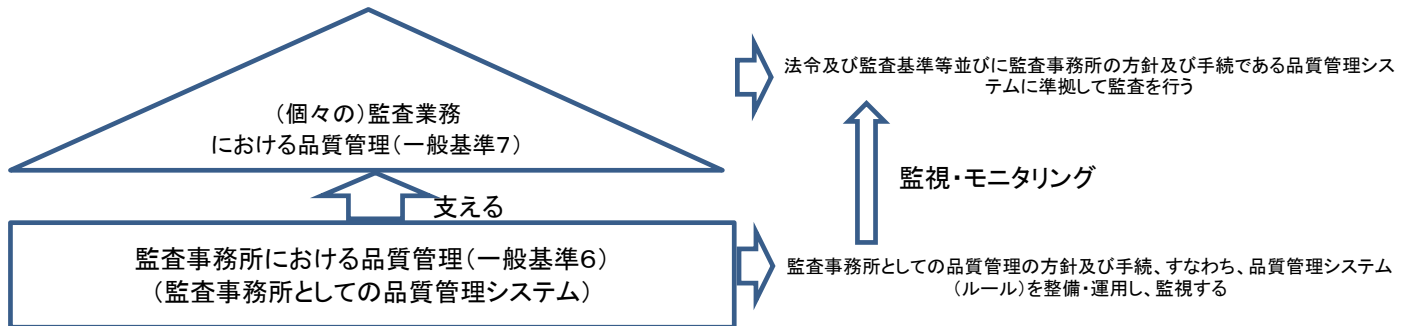
第4章 個別論点

第4節 監査の品質管理

○学習のポイント

- ・ほぼほぼ短答論点です。短答で毎年1題は出題されますが非常に難易度が高いので捨てても構いません。
- ・非常に無味乾燥な内容や規定ばかりなので、覚えようとししないでください。
問題集、答練等によるアウトプットを通じてインプットしましょう。はじめにテキストベースで学習しようとししないでください。
- ・品質管理自体の明確な定義はありませんが端的には監査リスクを合理的に低い水準に抑えて「失敗しないこと」です。
つまり、重要な虚偽表示を見逃さないこととイメージしておいてください。
- ・学習上のポイントの1点目は、主語(主に、監査事務所or監査責任者)を押えることです。
主語を2種類のマーカーで区別していきましょう。
- ・学習上のポイントの2点目は、次の構造を頭に置くことです。

《監査法人(主な監査事務所)の品質管理の体制》



1 監査の品質管理総論

(1) 監査の品質管理の目的(短答:B、論文:B)

2つ目的があることを知っておいてください。

(2) 監査の品質管理の種類(短答:B、論文:B)

監査基準の一般基準の規定であり、この規定は正確に覚えておく必要があります。論文問題集4-4-1参照
品質管理基準に合わせると、6の主語は「監査事務所」、7の主語は「監査責任者」です。

(3) 品質管理基準の位置づけ(短答:A、論文:C)

監査基準と品質管理基準はともにGAASを構成し、四半期レビューにも適用されるというのがポイント！(334頁)

[補論]監査チームの範囲(短答:B、論文:C)

テキストの図でしっかり監査チームに含まれる人の範囲を覚えてください。

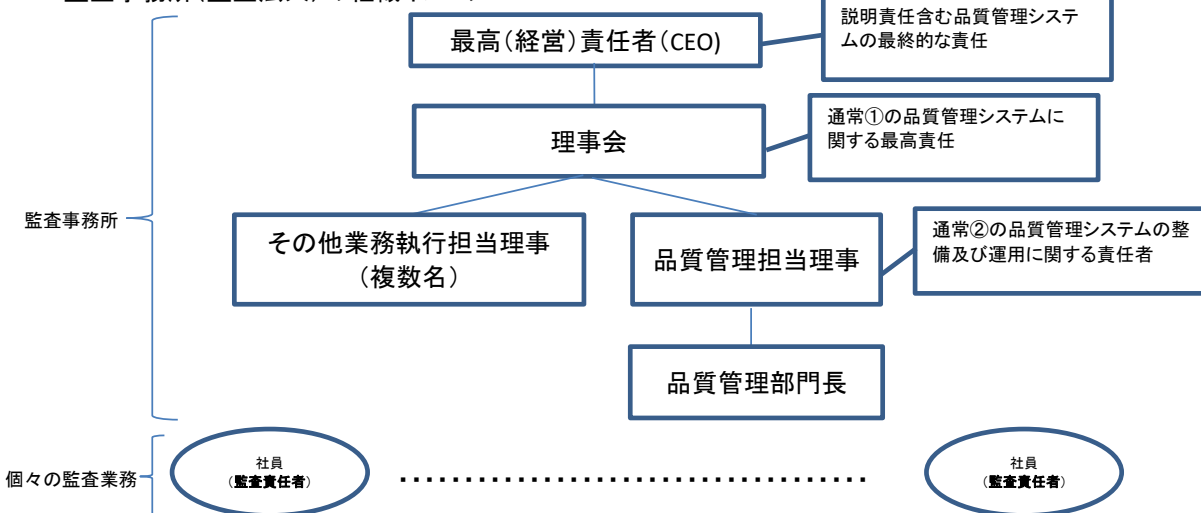
ネットワークについては、板書で補足する内容でイメージをもってください。

なお、(※2)のサービス・デリバリー・センターで有名なものがBalance Gateway: 会計監査確認センター合同会社です。

(4) 品質管理システムの整備及び運用(短答:B、論文:C)

品質管理のための方針及び手続の総体を「品質管理システム」といいます。いわば監査法人の内部統制です。

《監査事務所(監査法人)の組織イメージ》



(5) 品質管理システムの構成(短答:B、論文:C)

最低9つの要素があることを知っておきましょう。

また、これらのうち、②が品質管理システム(監査法人(監査事務所)の内部統制)の土台となるものです。

企業の内部統制という「統制環境」に相当するものですね。

(6) リスク・アプローチに基づく品質管理システム(短答:A、論文:B)

論文でも出題可能性がある範囲です。論文問題集4-4-2参照

監査法人(監査事務所)の内部統制に相当する「品質管理システム」の整備、運用についても、リスク・アプローチの考えが適用されます。詳しくは292頁とセットで学習しましょう。

2 品質管理システム各論

(1) 監査事務所のリスク評価プロセス(短答:A、論文:B)

上記1. (6)とセットで学習してください。論文でも出題可能性がある範囲でかなり重要です。

なお、このリスク評価プロセス自体に設定される「品質目標」はありません。

ここからはほとんど短答論点です。冒頭で伝えたとおり、最初からテキストでインプットし過ぎないでください。

問題集などを解きながら少しずつ読み進めていってください。

また、ここから主に「監査事務所」と「監査責任者」の主語の使い分けの意識が(短答上)大切になります。

(2) ガバナンス及びリーダーシップ(短答:B、論文:C)

(3) 職業倫理及び独立性(短答:A、論文:C)

(4) 契約の新規の締結及び更新(短答:A、論文:C)

個人的には論文の出題可能性は他のC論点よりも高いと考えている論点です。

[補論] 監査業務の契約条件の合意(短答:C、論文:C)

財務報告の枠組みの受入が問題となるのは、主に、特別目的の財務諸表の監査のときです(398頁)。

また、監査の前提条件とは32頁(2)のとおり、経営者が自らの責任を認識し理解していることをいいます。

[補論] 監査契約に係る予備的な活動(短答:B、論文:C)

(5) 業務の実施(短答:A、論文:C)

監査の品質を確保するために、個々の監査業務の遂行に当たり実施しないといけないことが規定されています。

補助者に対する指揮、監督、その作業の査閲、専門的な見解の問い合わせ、監査上の判断の相違の解決などです。

《専門的な見解の問い合わせ》

例えば、のれんの資産性や連結の範囲に含めるかどうかの判断には高度な専門性が伴います。

そこで、これらの実質的で難しい判断については、監査事務所内外の者に問い合わせをすることがあります。

このことを専門的な見解の問い合わせといいます。審査担当者にも問い合わせすることがあることがポイント！

《監査上の判断の相違》

監査責任者(業務執行社員)間、審査担当者と業務執行社員との間の判断の相違が考えられます。

監査報告書発行に当たって監査上の判断の相違を解決しなければならない点がポイントです。

解決されない限りどのような場合であっても、監査報告書を発行することは認められません。

(6) 監査事務所の業務運営に関する資源(短答:B、論文:C)

人的資源とは、監査に従事する公認会計士、公認会計士試験合格者その他の補助者などです。

(7) 情報と伝達(短答:B、論文:C)

人的資源とは、監査に従事する公認会計士、公認会計士試験合格者その他の補助者などです。

(8) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス(短答:A、論文:C)

この品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス自体に設定される「品質目標」はありません。

従来と違う主語が登場しますのでその点について注意してください。

[補論] 監査事務所が所属するネットワークへの対応(短答:C、論文:C)

(9) 品質管理システムの評価(短答:B、論文:C)

従来と違う主語が登場しますのでその点について注意してください。

(10) 品質管理システムの文書化(短答:C、論文:C)

従来と違う主語が登場しますのでその点について注意してください。

3 監査業務に係る審査

(1) 審査とは(短答:B、論文:C)

監査チームに所属しない、業務執行社員程度の経験がある監査法人の社員(公認会計士)が実施します。一般的に審査担当社員といいます。監査責任者と討議したり、財務諸表や監査調書などを検討する手続をいいますが、その目的は監査基準(第4・報告基準・一 基本原則)の冒頭2行を覚えてください。

(2) 審査担当者の専任と適格性(短答:B、論文:C)

(3) 審査の実施(短答:B、論文:C)

(4) 審査担当者が実施する手続(短答:B、論文:C)

従来と違う主語として「審査担当者」が登場しますのでその点について注意してください。

(5) 審査に関する監査責任者の責任(短答:A、論文:C)

審査が終了しなければ監査報告書を発行することはできないので、監査報告書日は必ず審査日以降となります。

(6) 審査の文書化(短答:B、論文:C)

従来と違う主語として「審査担当者」が登場しますのでその点について注意してください。

(7) 審査を実施しない監査業務(短答:B、論文:C)

審査の省略は3つの条件があること、(※2)のとおり金商法や会社法では省略認められないことを知っておいてください。

[補論]監査事務所間の引継・共同監査(短答:B、論文:C)

4 監査人の交代

(1) 監査業務の引継の意義(短答:B、論文:B)

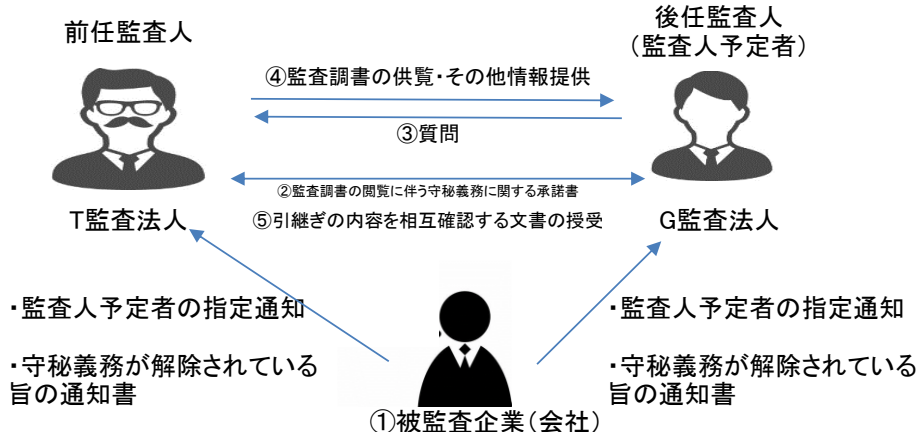
後任監査人(監査人予定者)のための制度です。論文問題集4-4-4参照

(2) 監査業務の引継の手続(短答:B、論文:B)

次の図でイメージをもっておいてください。論文問題集4-4-4参照

監査人の引継ぎ制度は、後任監査人(監査人予定者)が契約リスクを判断し適切に監査契約を締結するための制度です。(6月の株主総会で選任され監査契約後、ただちに第1四半期レビューを行うため、時間がないのです。)

(前提)49期までT監査法人であったが、50期よりG監査法人に会計監査人が交代



(3) 監査業務の引継に関する守秘義務(短答:A、論文:B)

公認会計士が関係する以上、契約を締結するかいなかにかかわらず、守秘義務を負います。

また、上記の前任監査人であるT監査法人が監査調書の供覧が可能のように、予め監査契約書には監査業務の引継ぎの際には正当な理由として守秘義務が解除される旨を明記しておくことになります。

まとめ

まとめとされていますが、覚える必要はまったくありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6 月28日

T A C 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 亮 一 ⑧

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之 ⑧

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているT A C 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T A C 株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価及び返品廃棄損失引当金の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は出版事業を行っており、連結貸借対照表上、出版物を商品及び製品として計上している。なお、取次店に対する出版物の納品に当たっては、返品可能な委託販売制が採用されている。 注記事項の（重要な会計上の見積り）(1)棚卸資産の評価に記載のとおり、会社は、棚卸資産を原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価している。出版物の簿価切下額は、期末における「廃棄見込金額」及び「過剰在庫金額」の合計により算出している。 また、注記事項の（重要な会計上の見積り）(2)返品廃棄損失引当金に記載のとおり、会社は、取次店へ納品した出版物が将来返品され、最終的に廃棄することにより生じる損失に備えるため、返品廃棄損失引当金を計上している。返品廃棄損失引当金は、期末における「廃棄見込金額」を計上している。 「廃棄見込金額」は、出版物の制作費用及び過年度の廃棄実績額を基に算出しており、また、「過剰在庫金額」は、出版物の今後の販売見込みを基に算出している。 棚卸資産簿価切下額及び返品廃棄損失引当金の計上に当たっては、過去の廃棄実績を基礎とした将来の廃棄に関する見積り及び出版物の今後の販売見込みが考慮されており、見積りに関する不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、棚卸資産の評価及び返品廃棄損失引当金の計上の妥当性を検討するに当たり、関連する内部統制の整備及び運用状況を評価したうえで、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 「廃棄見込金額」の算出資料を入手し、出版物の制作費用及び廃棄実績額を根拠資料と突合し、算出過程を検討した。 ・ 過年度における「廃棄見込金額」の見積りと当年度の廃棄実績を比較し、当年度における会社の見積りプロセスの有効性への影響を評価した。 ・ 「過剰在庫金額」の算出資料を入手し、算出過程を再実施することにより、資料の網羅性及び正確性を検討した。 ・ 今後の販売見込みを基に「過剰在庫金額」から除外した出版物について、質問により除外理由が妥当であるか検討した。 ・ 棚卸資産簿価切下額及び返品廃棄損失引当金繰入額の計算の正確性を検討した。

資産除去債務の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の教育事業の拠点となる校舎は、その多くがビルを賃借しており、各賃借ビルの原状回復義務等を2023年3月31日現在、連結賃借対照表上、資産除去債務として725,520千円計上している。 注記事項の（資産除去債務関係）に記載のとおり、会社は、収録設備の有無や校舎が基幹拠点であるか等の利用実態に応じて賃借物件をグループ化し、原状回復費用の見込額を平均賃借期間で割り引いた金額を資産除去債務として計上している。 原状回復費用の見積りにおいて、会社は、類似の特性を有する賃借ビルの過去の原状回復工事の実績を基礎とした工事単価を仮定として利用しているが、将来の工事単価は、事業環境の変化により大きく影響を受ける可能性がある。 したがって、資産除去債務の計上額の見積りにおける過去の原状回復工事の実績を基礎とした工事単価の仮定には、経営者の判断を伴い、また、見積りに関する不確実性があるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、資産除去債務の計上の妥当性を検討するに当たり、関連する内部統制を理解したうえで、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 原状回復費用の見込額の算出に利用している過去の原状回復実績を直近の原状回復実績と比較し、当年度における会社の見積りプロセスの有効性への影響を評価した。 ・ 経営者への質問及び関連資料の閲覧により、利用実態に応じた賃借物件のグループ化の方針、校舎の移転、増減床に関する現状及び将来の計画を理解し、見積り方法の合理性を評価した。 ・ 資産除去債務の算出資料及び不動産賃貸借契約書を入手し、資産除去債務の網羅性及びその計算の正確性を検討した。 ・ 使用された割引率について、国債金利との比較を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、T A C株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、T A C株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

T A C株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 亮 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 康 之 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているT A C株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T A C株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価及び返品廃棄損失引当金の計上
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(棚卸資産の評価及び返品廃棄損失引当金の計上)と同一内容であるため、記載を省略している。

資産除去債務の計上
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(資産除去債務の計上)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。